

国民投票法に関する小委員会のテーマへの論点

毎日新聞・近藤憲明

総論として

- ・ メディア規制は憲法で保障する報道の自由に反するものであり、あらゆる規制に対して基本的に反対する。公正を担保する手段としては法律で規制するのではなく、報道機関の自主的判断に任せるべきだ。
 - ・ 憲法改正の賛否を問う国民投票は主権者である国民が公正に判断するために、自由な憲法論議を保障するような制度設計をするべきだ。
 - ・ 広告も表現の一形態であり、自由な意見表明、情報流通を阻害する規制には基本的に反対する。
- 以下、具体的なテーマで意見を述べる。

メディアにおける意見広告を無制限に認めることの是非

- ・ 基本的に規制すべきでない。

投票日の7日前から広告放送を制限することの是非

- ・ 制限を設けることに反対する。

政党にのみ無料広告を認めることの是非

- ・ 基本的には団体にも無料広告を認めるのが望ましい。

無料広告の割当基準（議席数按分、政党間平等、賛否平等）

- ・ 公平性の見地から賛否双方が平等になるよう割り当てるべきだ。

広報機関（広報協議会）を国会に設置することの是非

- ・ 仮に国会内に置かれるとしても最低限議員以外の外部からの有識者委員も入れるべきだ。

広報協議会の構成

- ・ 賛成・反対の意見が平等に割り当てられるように委員を選任すべきだ。

国民投票公報の内容

- ・ 国民に対する周知や広報は賛否平等とわかりやすさが原則。役人言葉の公報を排除するためにも外部委員を入れたほうがいい。